

国民年金法

障害基礎年金に係る加算額の対象拡大（法33条の2他）（平成23年4月1日施行）

(1) 加算要件（法33条の2第1項）

従来、障害基礎年金の加算は、受給権取得時に加算要件を満たす子がいる場合に行われていたが、受給権取得後に子の出生などにより加算要件を満たす場合においても加算が行われるようになった。

改正前	改正後
受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していたその者の子で、次のいずれかに該当する子があるときは、障害基礎年金の額に加算が行われる。 ① 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ② 20歳未満であって障害等級（1級又は2級）に該当する障害の状態にある子	<u>受給権者によって生計を維持しているその者の子で、次のいずれかに該当する子があるときは、障害基礎年金の額に加算が行われる。</u> ① 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ② 20歳未満であって障害等級（1級又は2級）に該当する障害の状態にある子

(2) 加算額の増額改定（法33条の2第2項）

改正前	改正後
受給権者がその権利を取得した当時胎児であった子が生まれたときは、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していた子とみなし、その生まれた日の属する月の翌月から、障害基礎年金の額を改定する。	<u>受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にある子に限る）を有するに至ったことにより、子の加算額を加算することとなったときは、当該子を有するに至った日の属する月の翌月から、障害基礎年金の額を改定する。</u>

(3) 子を有するに至ったときの届出（則33条の3）

従来、加算額の増額改定が行われるときに行うべき「胎児出生の届出」が「子を有するに至ったときの届出」と改正され、子が受給権者によって生計を維持していることを明らかにすることができる書類や、一定の障害についてはその障害の現状を示すレントゲンフィルムを添付することとされた。

平成 23 年度の保険料と年金額（平成 23 年 4 月 1 日施行）

平成23年度における保険料と年金額は次のとおりとなった。

(1) 保険料（法 87 条 3 項、国民年金法による改定率の改定等に関する政令 2 条）

平成 23 年度の保険料改定率が0.984に改定され、平成 23 年度の国民年金の保険料額は、

平成 23 年度の法定保険料額（15,260 円）×平成 23 年度の保険料改定率（0.984）≒15,020 円となった。

	平成 22 年度	平成 23 年度
保険料改定率	1.008	0.984
保険料額	15,100 円	15,020 円

(2) 年金額

①平成 23 年度における改定率の改定（国民年金法による改定率の改定等に関する政令 1 条）

平成 23 年度の改定率は、0.985とされた。

平成 22 年度	平成 23 年度
0.992	0.985

②平成 23 年度の物価スライド率

平成 23 年度は、物価スライド特例措置による年金額が支給されるため、マクロ経済スライドによる調整は行われない。

物価スライド特例措置による年金額については、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額引き下げの年（平成 23 年度の年金額については、平成 17 年）の物価水準を下回った場合は、その分だけ年金額を引き下げることになっている。

平成 22 年の物価は、対前年比では-0.7%となったものの、基準となる平成 17 年の物価と比べて-0.4%となったことから、平成 23 年度の物価スライド率は 0.981 となった。

平成 22 年度	平成 23 年度
0.985	0.981

③平成 23 年度の年金額

平成 23 年度の年金額は、物価スライド特例措置により、前年度の年金額から 0.4%引き下げた額となる。

(a) 老齢基礎年金（満額）

平成 23 年度の老齢基礎年金（満額）は、788,900円となった。

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
780,900 円 × 改定率	804,200 円 × 0.985 ≒ 792,100 円	804,200 円 × 0.981 ≒ 788,900 円

(b) 振替加算

平成 23 年度の振替加算の基準額は、227,000円となった。

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
224,700 円 × 改定率 × 受給権者の生年月日に応じ政令で定める率	231,400 円 × 生年月日に応じた率 × 0.985 ÷ (227,900 円 ~ 15,300 円)	231,400 円 × 生年月日に応じた率 × 0.981 ÷ (227,000 円 ~ 15,200 円)

(c) 障害基礎年金

【基本額】

平成 23 年度の障害基礎年金の基本額は、障害等級 1 級の場合 986,100円、2 級の場合 788,900円となった。

障害等級	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
1 級	780,900 円 × 改定率 × 125/100	792,100 円 × 125/100 ÷ 990,100 円	788,900 円 × 125/100 ÷ <u>986,100 円</u>
2 級	780,900 円 × 改定率	804,200 円 × 0.985 ÷ 792,100 円	804,200 円 × 0.981 ÷ <u>788,900 円</u>

【子の加算額】

平成 23 年度の障害基礎年金に係る子の加算額は、第 1 子及び第 2 子については 1 人につき 227,000円、第 3 子以降については 1 人につき 75,600円となった。

	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
第 1 子・第 2 子	224,700 円 × 改定率	231,400 円 × 0.985 ÷ 227,900 円	231,400 円 × 0.981 ÷ <u>227,000 円</u>
第 3 子以降	74,900 円 × 改定率	77,100 円 × 0.985 ÷ 75,900 円	77,100 円 × 0.981 ÷ <u>75,600 円</u>

(d) 遺族基礎年金

【基本額】

平成 23 年度の遺族基礎年金の基本額は、788,900円となった。

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
780,900 円 × 改定率	804,200 円 × 0.985 ÷ 792,100 円	804,200 円 × 0.981 ÷ <u>788,900 円</u>

【妻に支給する加算額】

平成 23 年度の遺族基礎年金に係る子の加算額（妻に支給する額）は、第 1 子及び第 2 子

については1人につき227,000円、第3子以降については1人につき75,600円となった。

	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成22年度価額	平成23年度価額
第1子・第2子	224,700円×改定率	231,400円×0.985≒ 227,900円	231,400円×0.981 ≒ <u>227,000円</u>
第3子以降	74,900円×改定率	77,100円×0.985≒ 75,900円	77,100円×0.981 ≒ <u>75,600円</u>

【子に支給する加算額】

平成23年度の遺族基礎年金に係る子の加算額（子に支給する額）は、第2子については227,000円、第3子以降については1人につき75,600円となった。

	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成22年度価額	平成23年度価額
第2子	224,700円×改定率	231,400円×0.985≒ 227,900円	231,400円×0.981 ≒ <u>227,000円</u>
第3子以降	74,900円×改定率	77,100円×0.985≒ 75,900円	77,100円×0.981 ≒ <u>75,600円</u>

脱退一時金（平成23年4月1日施行）

基準月が平成23年度に属する場合の脱退一時金の支給額が次のとおりとなった。

平成22年度		平成23年度	
対象月数	金額	対象月数	金額
6月以上12月未満	45,300円	6月以上12月未満	45,060円
12月以上18月未満	90,600円	12月以上18月未満	90,120円
18月以上24月未満	135,900円	18月以上24月未満	135,180円
24月以上30月未満	181,200円	24月以上30月未満	180,240円
30月以上36月未満	226,500円	30月以上36月未満	225,300円
36月以上	271,800円	36月以上	270,360円

基礎年金番号の告知を求めることができる者（則97条1項）（平成23年2月28日施行）

政府管掌年金事業の運営に関する事務の遂行のために必要がある場合に、基礎年金番号を告知することを求めることができる者として、郵便局株式会社が追加された。